

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	こども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、こども医療費助成に関する事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

## 公表日

令和2年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 伊豆の国市こども医療費助成要綱による医療費助成受給資格登録を行った者に対し、こども医療費助成受給資格者証を発行し、現物給付又は償還払いにより医療費を助成する。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 受給資格者の登録</li><li>② 受給資格者証の交付</li><li>③ 助成金の支給</li><li>④ 助成金の返還</li><li>⑤ 登録事項変更</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>① 医療費助成システム</li><li>② 団体内統合宛名システム</li><li>③ 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費助成情報ファイル(MISALIO 子育てソリューション)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項</p> <p>・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「伊豆の国市番号条例」という。)第4条 別表第一 市長の部5の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法 第19条第8号</p> <p>・伊豆の国市番号条例 第4条 別表第一 市長の部5の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター
②所属長の役職名	保健福祉・こども・子育て相談センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号: 410-2396 住所: 静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話: 0558-76-8008 ファックス: 0558-76-8029 E-mail: soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号: 410-2396 住所: 静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話: 0558-76-8008 ファックス: 0558-76-8029 E-mail: soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ア 事務の説明 伊豆の国市子ども医療費助成要綱による医療費助成受給資格登録を行った者に対し、子ども医療費助成受給資格者証を発行し、現物給付又は償還払いで助成する。  イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 伊豆の国市子ども医療費助成要綱及び行政伊豆の国市手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・受給資格者の登録 ・受給資格者証の交付 ・助成金の支給 ・助成金の返還 ・登録事項変更	【事務の概要】 伊豆の国市子ども医療費助成要綱による医療費助成受給資格登録を行った者に対し、子ども医療費助成受給資格者証を発行し、現物給付又は償還払いにより医療費を助成する。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 受給資格者の登録 ② 受給資格者証の交付 ③ 助成金の支給 ④ 助成金の返還 ⑤ 登録事項変更	事後	評価書の見直しの実施
平成29年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども医療費助成システム	① 医療費助成システム ② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー	事後	評価書の見直しの実施
平成29年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・行政伊豆の国市手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・伊豆の国市子ども医療費助成要綱	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項 ・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「伊豆の国市番号条例」という。）第4条 別表第一 3の項、別表第二 3の項	事後	評価書の見直しの実施
平成29年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第14号	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 ・伊豆の国市番号条例 第4条 別表第一 3の項、別表第二 3の項  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事後	評価書の見直しの実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	市民福祉部福祉事務所社会福祉課 社会福祉課長 山本 昭彦	市民福祉部福祉事務所保健福祉・こども・子育て相談センター センター長 田中 輝美	事後	分掌事務の見直し及び平成28年4月1日人事異動に伴う変更
平成29年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	伊豆の国市役所 総務部 総務課 行政室 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-1411 ファックス:055-948-1169 E-mail:soumu@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	評価書の見直しの実施
平成30年4月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「伊豆の国市番号条例」という。)第4条 別表第一 3の項、別表第二 3の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「伊豆の国市番号条例」という。)第4条 別表第一 市長の部5の項	事後	評価書の見直しの実施
平成30年4月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 ・伊豆の国市番号条例 第4条 別表第一 3の項、別表第二 3の項  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 ・伊豆の国市番号条例 第4条 別表第一 市長の部5の項  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事後	評価書の見直しの実施
平成30年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	センター長 田中 輝美	センター長 寺尾 佳余子	事後	平成29年4月1日人事異動に伴う変更
平成31年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	センター長 寺尾 佳余子	保健福祉・こども・子育て相談センター長	事後	様式の変更
平成31年3月31日	IVリスク対応	(なし)	(追記)	事後	様式の変更
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目	平成31年1月1日	令和2年1月1日	事後	